

青森市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正をするために制定するもの。

2 改正する条例

条例番号	条例の名称
1	青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年条例第七十五号)
2	青森市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十四年条例第七十六号)
3	青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年条例第七十七号)
4	青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年条例第七十八号)
5	青森市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年条例第七十九号)
6	青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年条例第八十号)
7	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年条例第一号)

3 改正内容

(1) 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応

ア 効果的な就労支援に向けた取組

- ・ 就労移行支援事業における「就労支援員」の常勤要件の緩和
- ・ 就労継続支援 A 型事業における「厚生労働大臣が定める項目の自己評価」の実施と公表の義務化
- ・ 就労移行支援等事業所における「就労定着支援事業所との連絡調整」の努力義務化（一部義務化）

(2) 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

ア 医療的ケアが必要な障害児への支援

- ・ 医療的ケア児の受入にあたり看護師を配置する事業所における人員基準の変更

イ 支援の質の向上

- ・ 従業者要件の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士及び児童指導員のみ限定

(3) 感染症や災害への対応力の強化

ア 日頃からの備えや業務継続に向けた取組の推進

- ・感染症の発生及びまん延等の予防に関する取組「訓練の実施」「委員会の開催」「指針の整備」を義務化
- ・業務継続に向けた取組「計画等の策定」「研修及び訓練の実施」を義務化
- ・地域と連携した災害訓練の実施の推進（努力義務）

イ 支援の継続を見据えた緩和

- ・担当者会議、委員会等の開催に当たってテレビ電話等の活用を可能とする
- ・就労定着支援事業について、「テレビ電話等対面に相当する方法」を可能とする

(4) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための見直し

ア 障がい者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化

- ・障がい者虐待の防止への取組「従業者への研修の実施」「委員会の設置」「責任者の設置」を義務化
- ・身体拘束等の適正化の取組「従業者への研修の実施」「委員会の設置」「指針の整備」を義務化
- ・訪問系サービスについても「身体拘束等の禁止」を規定

イ 障害福祉現場の人材確保・業務効率化

- ・ハラスメントを防止するための方針の明確化等を義務化

(5) その他

- ・運営規程等の重要事項の掲示方法の緩和
- ・条ずれの整理

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日